

和解（一部）契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1ほか2名（以下「申立人」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり部分的に和解する。

第1 和解の範囲

申立人と被申立人は、本件に関し、下記の各損害項目（下記の期間に限る。）について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力は及ばないことを相互に確認する。

記

損害項目 ①避難交通費用

②一時立入交通費

③精神的損害（ただし、中間指針第3の6（指針）Ⅰ）に規定する精神的苦痛に対する慰謝料（以下「日常生活阻害慰謝料」という。）のうち、中間指針第3の6（指針）Ⅲ）に規定する金額及び原子力損害賠償紛争解決センター総括基準（避難者の第2期の慰謝料について）第1（総括基準）に規定する金額に限るものとする。

期 間 ①乃至② 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

③ 自 平成23年3月11日 至 平成24年3月31日

第2 和解金額

被申立人は、申立人に対し、第1項の1記載の損害項目及び期間についての和解金として、477万5000円の支払義務があることを認める。

(内訳) ①避難交通費用 5万1000円

②一時立入交通費 4万4000円

③精神的損害 468万円

第3 支払方法

(省略)

第4 清算条項

申立人と被申立人は、第1項記載の損害項目の内、③の損害項目以外の①乃至②の損害項目（同項記載の期間に限り、その遅延損害金を含む。）について、本和解に定めるもののほか、当事者間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

第5 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人及び被申立人が記名押印の上、申立人が1通を、被申立人が1通をそれぞれ保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成24年8月22日

(仲介委員長 堀井敬一、仲介委員 桑野雄一郎、同 本山正人)

警戒区域から避難を余儀なくされた障害者（２級）、高齢者及びその介護者について、避難による日常生活阻害慰謝料が増額された事例。

和解契約書

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X 1、X 2、X 3（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 和解契約の範囲

申立人らと被申立人とは、本件に関し、別紙損害表記載に掲げる各損害項目（同表記載損害発生期間に限る）につき、和解することを相互に確認する。

2 和解金額

被申立人は、申立人らに対し、別紙損害表記載の各損害項目に係る支払金合計1056万7729円の和解金支払義務のあることを認める。

3 支払方法

（省略）

4 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

5 清算条項

申立人ら及び被申立人は、平成23年3月11日から平成24年3月末日の期間に発生した別紙損害表記載分の各損害項目（ただし、「精神的損害（避難慰謝料）」、「財物（家財）」は除く。）に係る賠償請求につき、その遅延損害金を含め、本和解契約書に定めるもののほか、同申立人と被申立人との間に何らの債権債務のないことを相互に確認する。

平成25年2月15日

（仲介委員長 堀井敬一、仲介委員 桑野雄一郎、同 本山正人）

別紙

損害表

【損害発生期間】

平成23年3月11日から平成24年3月末日までの期間における損害

【損害項目】

避難費用（宿泊費）	6000円
財物（家財）	655万円
就労不能損害	112万4853円

精神的損害（避難慰謝料）	2 3 4 万円
精神的損害（ペット喪失）	1 0 万円
以上合計	1 0 1 2 万 8 5 3 円
仮払金（1 9 0 万円）との調整	0 円
弁護士費用	4 4 万 6 8 7 6 円
支払金合計	1 0 5 6 万 7 7 2 9 円
	以上